

## 長岡市まちなか居住区域空き家移住定住促進事業補助金のお知らせ

### 事業目的

まちなか居住区域への移住定住を促進するため、まちなか居住区域にある空き家を購入された方が行う、ハウスクリーニングや、物件のリフォームに係る費用の一部を補助します。

※まちなか居住区域の詳細はこちら

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/life03/vacant-settled.html>



### 申請方法等

申請期間：令和6年4月1日（月）～令和6年10月31日（木） ※郵送当日消印有効

工事期間：交付決定後～令和6年11月30日（土）

報告期限：令和6年11月30日（土）（期限厳守）

#### 【注意事項】

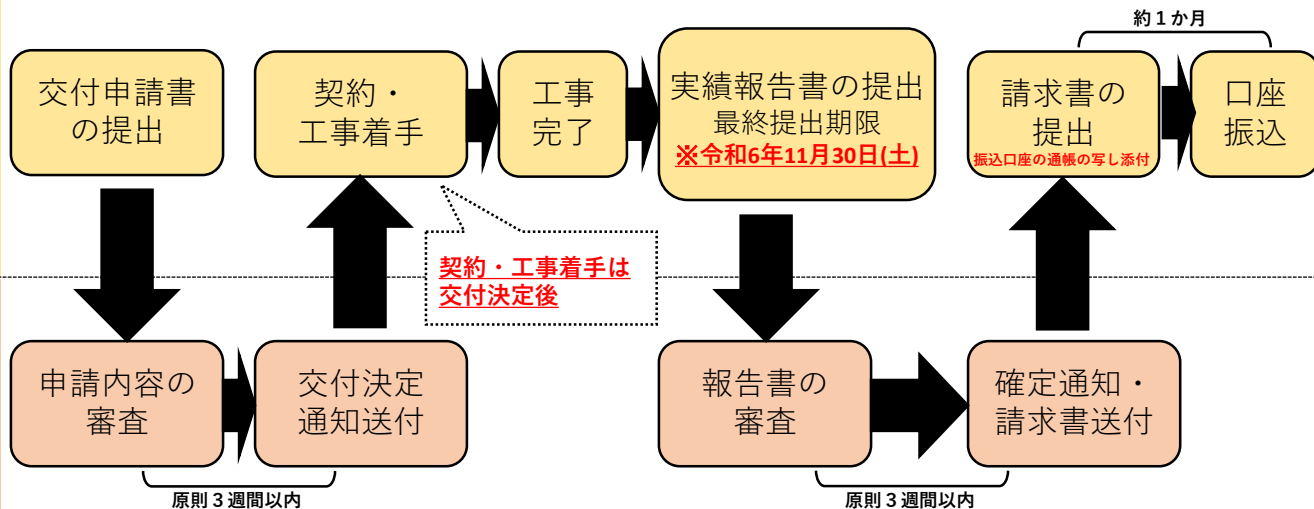
◇先着順で受付します。申請期間中であっても予算が無くなり次第終了します。

◇令和6年11月30日までに実績報告書の提出がない場合、交付決定を取消すため、補助金の交付は受けられません。

### 手続きの流れ

申請者

市役所



### 担当・問い合わせ

長岡市 都市整備部 都市政策課

〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

TEL：0258-39-2265 FAX：0258-39-2270

メール：toshisei@city.nagaoka.lg.jp



補助対象要件等	空き家片付け・清掃事業	空き家活用環境整備事業
<b>対象要件等</b> <b>(両事業共通)</b>	<p>○対象者（下記のいずれにも該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか居住区域にある空き家を購入する見込みの者または、購入後6か月以内の者（法人を除く）</li> <li>・物件購入前の住所が長岡市外である者</li> <li>・物件購入後、10年以上居住する者</li> </ul> <p>○対象空き家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか居住区域にある個人または法人が所有する空き家</li> <li>・昭和56年6月1日から平成25年12月31日までに建築されたもの</li> </ul> <p>○対象施工業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入者自身や購入者自身が代表を務める会社等は対象外</li> <li>・申請後、施工業者の変更はできません</li> </ul> <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定後に補助対象事業を実施すること</li> <li>・長岡市税に未納がないこと</li> </ul>	
<b>補助額</b> <b>(補助率1/2)</b> <b>※1,000円未満切捨</b>	最大10万円	最大50万円
<b>補助対象事業内容</b>	<p>○家財等の残置物の処分            (家財道具、仏壇、瓦の処分など)</p> <p>○屋内、屋外清掃            (ハウスクリーニング、トイレ・風呂の排水管、床・壁・天井の清掃など)</p>	<p>○空き家のリフォーム工事全般            (浴室・便所・洗面所などの改修)</p> <p>○外構工事全般            (塀の撤去、駐車場整備など)</p> <p>○空き家を活用するために必要な環境整備            (消雪設備整備、害虫・害獣駆除、樹木伐採、除草など)</p> <p>※工事を伴わない家具、家電の設置、搬入は対象外</p>
<b>各手続き時に必要な書類</b> <b>(両事業共通)</b>	<p><b>【交付申請時】</b></p> <p>1.交付申請書    2.見積書の写し    3.事業実施前の状況のわかる写真    4.誓約書</p> <p>5.未納のないことの証明（長岡市税の未納のない証明は市の税金窓口で発行しています。）            ※交付申請書の様式はホームページからダウンロードするか、都市政策課窓口で入手してください。</p> <hr/> <p><b>【実績報告時】</b></p> <p>1.実績報告書    2.領収書の写し    3.事業実施後の状況のわかる写真</p> <p>4.転入後の住民票    5.売買契約書の写しまたは所有権移転後の登記簿謄本（建物）の写し            ※実績報告書の様式はホームページからダウンロードするか、都市政策課窓口で入手してください。</p> <hr/> <p><b>【その他】</b></p> <p>交付申請時から申請内容に変更（中止・工事内容・補助金額）が生じた場合は別途手続きが必要です。詳しくは都市政策課にお問合せください。</p>	